答弁第二一四号平成二十八年四月五日受領

内閣衆質一九〇第二一四号

平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出特定秘密の保護に関する法律における安全保障への著しい支障に関する質問に

対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出特定秘密の保護に関する法律における安全保障への著しい支障に関する質

問に対する答弁書

一及び二について

保障情勢等の具体的な状況に照らして、 報の漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるとの判断については、 する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項の規定による特定秘密の指定を行う場合における情 対する外国の武力攻撃が容易となり、 をはじめ、 お尋ねの「時代や社会情勢の変化」の意味するところが必ずしも明らかでないが、特定秘密の保護に関 当該情報の入手先、 当該情報を用いて我が国が実施する取組及びその背景にある国際的な安全 又は外国の政府等との交渉が困難となるなどの支障が生じるか否か 当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられるなどして我が国に 当該情報の内容

について行政機関の長が行うものである。